五、株式会社大屋商に対する件

昭和四十五年（排）第三十七号

排除命令

愛媛県新居浜市泉池町九番十九号

株式会社　大屋商

右代表者　代表取締役　伊藤助法

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社大屋商は、昭和四十五年五月二十九日から同年六月二十八日までを期間とし、「創業三周年記念」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、取引価額が五万円未満のときは、景品類

の価額の最高額が、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額をこえるものを提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社大屋商は、肩書地に店舗を置き、衣料品および食料品の小売業を営む事業者である。

同社は、「創業三周年記念」と称し、昭和四十五年五月二十九日から同年六月二十八日までの期間に、衣料品について買上げ額二千五百円ごとに抽せん券一枚、また、買上げ額五百円ごとに補助券一枚を購買者に与え、抽せん券一枚または、補助券五枚でスピードくじを一回引かせ、特賞として四点応接セット（八万二千円相当）一本、ヤマハメイト七〇U七―AE（七万三千円相当）一本、ゴムボートおよびパラソル（六万二千八百円相当）一本、一等として夏布団（千三百円相当）二十本、二等として森永コーラス（二百五円相当）二百本その他の景品類を提供した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、二千五百円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中、特賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社大屋商の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十月十四日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　有賀美智子
委員　高橋勝好
委員　柿沼幸一郎
委員　橋本徳男